

被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱

平成 27 年 4 月 9 日

第 1 通則

被災者健康・生活支援総合交付金（以下「交付金」という。）は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとし、交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

交付金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、住宅再建により災害公営住宅等への移転の進捗など、被災者を取り巻く環境の変化に対応し、それぞれの地域において、被災者の健康・生活支援のための事業を効果的に実施することを支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的とする。

第 3 定義

被災者健康・生活支援事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）は、第 2 に規定する目的を達成するため、第 4 に定めるところにより、都道府県又は市町村（第 4 の 2 に定める事業計画の作成の対象となるものに限る。以下同じ。）が作成した被災者の健康・生活支援事業その他の取組に関する計画（以下「事業計画」という。）に基づく事業をいう。

第 4 事業計画の作成及び提出

1 事業計画の作成主体

都道府県又は市町村は、事業計画を作成する。

2 対象地域

事業計画の作成の対象となる地域は、岩手県、宮城県及び福島県とする。ただし、内閣総理大臣が必要であると認めた場合には、別表に定める交付対象事業ごとに対象地域に関する取扱いを交付要綱で定めることができる。

3 事業計画の提出

交付金を充てて被災者健康・生活支援事業を実施しようとする都道府県又は市町村は、次に掲げる事項を記載した事業計画（様式 1-1、1-2 及び

1-3) 及び必要な添付書類を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、事業計画の提出を受けた場合には、別表に掲げる被災者健康・生活支援事業を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）に回付するものとする。

- ① 計画の区域
- ② 被災者健康・生活支援に関する目標
- ③ 事業概要及び被災者の健康・生活支援との関係
- ④ 被災者健康・生活支援事業に要する費用
- ⑤ 被災者健康・生活支援事業の実施主体
- ⑥ その他必要な事項

4 事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

都道府県又は市町村は、事業計画を作成するに当たり、被災者の健康・生活支援のために真に必要かつ有効な被災者健康・生活支援事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることとする。

5 事業計画の変更

都道府県又は市町村は、事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、③又は④の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の事業計画を提出すれば足りることとする。

- ①被災者健康・生活支援事業の新設又は廃止を申請する場合
- ② 交付決定単位又は事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
- ③第11の1に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の事業計画の提出に併せ、様式3を添付することとする。）
- ④その他の変更の場合

第5 被災者健康・生活支援事業

都道府県又は市町村は、別表に掲げる交付対象事業のうち、事業計画に定めた目標を実現するために必要となる効果的かつ効率的な事業を事業計画に記載する。

交付対象事業は、交付担当大臣が交付要綱等に定める要件を満たすものとし、交付対象事業費及び補助率等は、事業ごとに交付担当大臣が交付要綱等で定めるものとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、都道府県又は市町村から事業計画の提出を受けた場合には、被災者健康・生活支援事業に要する経費について交付担当大臣が所管す

る関係行政機関へ予算の移替えを行うため、関係する交付担当大臣と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる被災者健康・生活支援事業ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、都道府県又は市町村における被災者健康・生活支援事業の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第7 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、事業計画を提出した都道府県又は市町村に対し、第6で作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第8 交付金予算の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、交付金の予算を別表に定める交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 交付決定単位

交付決定単位は、都道府県又は市町村ごと、かつ交付担当大臣ごととする。

第10 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた都道府県又は市町村は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、都道府県又は市町村が複数の事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第11 交付金の執行

1 事業間の流用

都道府県又は市町村は、被災者健康・生活支援事業を実施するに当たり、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

2 交付決定前の着手

(1) 交付可能額通知後の交付決定前の着手

都道府県又は市町村は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に被災者健康・生活支援事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式4）を内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(2) 交付可能額通知前の交付決定前の着手

都道府県又は市町村は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、被災者健康・生活支援事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式5）を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を経由し交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(3) 交付決定前の着手に関する留意事項

交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた内閣総理大臣及び交付担当大臣は、速やかに承認の可否を判断し、交付担当大臣にあつては内閣総理大臣を経由して都道府県又は市町村にその結果を通知するものとする。なお、都道府県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該被災者健康・生活支援事業に着手するものとする。

3 費用の縮減

都道府県又は市町村は、被災者健康・生活支援事業の実施に当たっては、被災者健康・生活支援事業の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

第12 修正後の事業計画の提出

都道府県又は市町村は、事業計画を内閣総理大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、事業計画の修正が必要な場合には、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した事業計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

第13 事業計画の実績に関する評価

都道府県又は市町村は、交付金の交付を受けた年度の翌年度の5月末日までに、事業計画に掲げる目標の達成状況及び被災者健康・生活支援事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、様式6により、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するものとする。都道府県又は市町村は、本条の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

第 14 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、都道府県又は市町村に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第 15 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び交付担当大臣は、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、被災者健康・生活支援事業を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第 16 その他

その他被災者健康・生活支援事業の要件、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。なお、内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に対し交付金の交付に関する書類を提出する場合の手続については、別紙に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。ただし、第 11 の 2 の規定は、同年 5 月 1 日以降に提出された事業計画に基づく被災者健康・生活支援事業から適用する。

<別表>

事業（柱）	番号	交付対象事業	交付担当大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関
I 被災者の見守り・コミュニティ形成支援	①	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	厚生労働大臣	厚生労働省
II 被災した子どもに対する支援	②	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	厚生労働大臣	厚生労働省
	③	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	文部科学大臣	文部科学省

都道府県又は市町村が国に被災者健康・生活支援総合交付金の交付
に関する書類を提出する場合等の手続について

(内閣総理大臣に書類を提出する場合の手続)

第1 都道府県又は市町村は、以下に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、地域ごとに別表1に掲げるところにより、復興庁に提出するものとする。

- 1 被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する被災者健康・生活支援事業計画
- 2 実施要綱第4の5に規定する変更後の被災者健康・生活支援事業計画
- 3 実施要綱第12に規定する修正した被災者健康・生活支援事業計画
- 4 実施要綱第13に規定する被災者健康・生活支援事業計画の実績に関する評価
- 5 実施要綱第14に規定する報告又は資料
- 6 その他の都道府県又は市町村が内閣総理大臣に提出する被災者健康・生活支援事業に関する書類

(交付可能額の通知に関する手続)

第2 内閣総理大臣は、実施要綱第7の規定に基づき、交付可能額を通知しようとするときは、復興庁を経由して、これを通知するものとする。

(内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に書類を提出する場合の手続)

第3 都道府県又は市町村は、被災者健康・生活支援総合交付金の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするときは、別紙様式を添付の上、地域ごとに別表1に掲げるところにより、復興庁を経由して提出しなければならない。

(内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類)

第4 都道府県又は市町村は、別表2に掲げる被災者健康・生活支援総合交付金の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするときは、内閣総理大臣を経由してこれを提出しなければならない。また、その際には、前条の規定に基づき、復興庁を経由するものとする。

(交付決定の通知に関する手続)

第5 交付担当大臣は、交付要綱に基づき、内閣総理大臣を経由して都道府県又は市町村に対して交付決定通知書、交付額確定通知書その他の書類を送付しようとするときは、地域ごとに別表1に掲げるところにより、復興庁を経由して、これを送付するものとする。

(別表1) 書類の提出又は経由 (第1条、第2条、第3条及び第5条関係)

地域	経由の機関
岩手県 岩手県内の市町村	岩手復興局
宮城県 宮城県内の市町村	宮城復興局
福島県 福島県内の市町村	福島復興局
上記以外の都道府県 上記以外の市町村	本庁

(別表2) 内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類 (第4条関係)

内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に提出しなければならない書類
<ul style="list-style-type: none">・適正化法第5条の規定に基づく交付の申請書及び変更交付申請書・適正化法第9条に基づく交付申請の取下げに係る書類・被災者健康・生活支援総合交付金交付決定前着手申請書 (実施要綱第11の2)・適正化法第12条に基づく状況報告に係る書類・適正化法第14条に規定する実績報告に係る書類・その他交付要綱において内閣総理大臣を経由して提出するものとされた書類

(別紙様式)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県又は市町村の長 印

被災者健康・生活支援総合交付金に関する書類の交付担当大臣
への提出について

都道府県又は市町村の長が国に被災者健康・生活支援総合交付金の交付に関する書類を提出する場合等の手続きについて、被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱別紙第3の規定に基づき、下記の書類を各交付担当大臣まで提出願います。

記

1. 交付申請書 (〇〇大臣宛て)
2. 交付申請書 (〇〇大臣宛て)

参考例

(様式1-1)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県の長（市町村の長）の氏名 印

被災者健康・生活支援事業計画の提出について

被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱第4の3の規定に基づき、被災者健康・生活支援事業計画（平成●年度）を提出します。

※以降に、計画の区域、被災者健康・生活支援に関する目標、事業概要及び被災者の健康・生活支援との関係、事業に要する費用、事業の実施主体、その他必要な事項を簡潔に記載願います。

(様式1-2)

〇〇県・市(町村) 被災者健康・生活支援事業計画(平成●年度)〔総括表〕

No (注1)	事業番号 (注2)	事業名 (注3)	交付団体	事業実施団体	直接/間接	補助率	交付対象事業費	交付金交付額
	—							
	—							
	—							
	—							
	—							
	—							
	—							
			合計					

県名・市町村名	担当部局		氏名	
	電話番号		メールアドレス	

(注1)全体の通し番号を記載する。

(注2)「事業番号」は、交付対象事業について、「(実施要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」となるよう記載する。

(注3)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(様式 1 - 3)

●●県 (○○市 (町村)) 被災者健康・生活支援事業計画 個票

平成○年○月時点

※本様式は様式 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。また、事業ごとに次頁以降の添付書類①～③のうち、該当する添付書類に記載してください。

NO.		事業名		事業番号	
交付団体					
事業実施主体 (直接/間接)					
交付対象事業費		(千円)			
被災者の健康・生活支援に関する目標					
事業概要					
地域の被災者健康・生活支援との関係					
関連する事業の概要					

<添付書類① 地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業>

1. 事業対象地域内の被災者の現況（平成●年●月現在）			
	入居者数	高齢化率	見守り等支援対象者数
仮設住宅（建設型）			
仮設住宅（借上げ型）			
災害公営住宅等			
2. 当該地域に特有の見守り等支援ニーズの有無、特別な事情の概要			
3. 生活支援相談員の配置予定数			
4. 各事業の詳細			
①被災者生活支援調整会議を開催する事業			
②地域コミュニティの活性化を図るための事業			
③被災者に対する日常生活支援を行う事業			
④被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業			
⑤その他被災者の安定的な日常生活の確保に資する事業			
5. 積算内訳			

6. 成果指標
(①見守り等支援対象者に対して、どの程度対応できたか、②見守り等支援を通じた自立により、どの程度、支援対象者が減少したか等、当事業の具体的な成果指標となるものを記載下さい)
7. 他の見守り、地域コミュニティ関連事業との連携の状況
(地域支え合い体制づくり事業、復興支援員、震災等対応雇用支援事業、その他地域福祉分野及び介護保険事業等との連携状況を記載下さい)
8. 自立的な見守り等支援体制の構築に向けた取組の概要
(本事業を通じて、NPOや地域コミュニティを活用した自立的な見守り等支援体制の構築に向けた取組の実施を想定している場合に、その概要を記載下さい)

<添付書類② 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業>

1. 事業対象地域内の被災した子どもの現況（平成●年●月現在）
<p>○仮設住宅（建設型・借上型）に入居する子どもの数</p> <p>○相談支援の対象となる子どもの数</p> <p>○子どもの遊び場確保の状況</p> <p>○その他特記事項</p>
2. 各事業の詳細
<p>①子ども健やか訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none">・訪問対象の家庭数、延べ訪問回数・訪問員への研修（研修内容、実施回数） <p>②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none">・具体の事業内容、実施場所、開設日数、管理人の配置等 <p>③遊具の設置や子育てイベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・具体の事業内容、対象者、実施場所、実施期間 <p>④親を亡くした子ども等への相談・援助事業</p> <ul style="list-style-type: none">ア) 子どものケアセンター設置事業（実施場所、開設日数、専門人材の配置状況等）イ) 支援者研修（研修内容、実施回数等）ウ) 心身のケア相談会・講習会（テーマ、実施回数等）エ) 被災児童等の交流会（テーマ、実施回数等）オ) 被災児童等の支援施策広報（テーマ、実施回数等）

カ) その他心身のケア関連事業

⑤児童福祉施設等給食安心対策事業

ア) 事前検査 (対象施設数、延べ回数)

イ) 事後検査 (対象施設数、延べ回数)

⑥保育料等減免事業

・ 対象世帯数

3. 積算内訳

4. 成果指標

(当事業の具体的な成果指標となるものを記載下さい)

<添付書類③ 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業>

1. 福島県内の子どもの現況（平成●年●月現在）
○幼児・児童生徒数 等
2. 事業内容の詳細
①小・中学校自然体験・交流活動等支援事業 ②幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業 ③社会教育団体自然体験活動支援事業
3. 積算内訳
4. 成果指標 (当事業の具体的な成果指標となるものを記載下さい)

参考例

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県（市町村）の長の氏名 印

被災者健康・生活支援事業計画の変更について

〇年〇月〇日付で提出した〇〇県（〇〇市（町村））被災者健康・生活支援事業計画について、被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱第4の5の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式3)

平成〇年度 〇〇県 (〇〇市 (町村)) 被災者健康・生活支援事業計画に係る事業間流用届

提出者名 :

省庁名 :

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業ごとに作成して下さい

(単位 : 千円)

No.	事業番号	事業名	交付決定時点	年度終了時点	流用額 (c)	備考
			本年度に交付される交付額 (a)	本年度に充当した交付額 (b)		
合計						

(注) 被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱第11の1を適用する場合に記入する。

(注) 「流用額 (c)」には、他事業に流用した額を記載する。他事業から流用があった場合にはマイナスで表記する。

(注) 交付決定時点は、交付決定の変更を行った場合は最終の交付決定の額を記載する。

(様式4)

年 月 日

〇〇大臣 殿

都道府県又は市町村の長の氏名 印

平成〇年度被災者健康・生活支援総合交付金交付決定前着手申請書

平成〇年〇〇月〇日付け〇〇〇で交付可能額通知を受けた●●県(〇〇市(町
村))被災者健康・生活支援事業計画に基づく下記事業について、別記条件を
了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 被災者健康・生活支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

都道府県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該被災者健康・生活支援事業に着手するものとする。

(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿 (〇〇大臣 殿)

都道府県又は市町村の長の氏名 印

平成〇年度被災者健康・生活支援総合交付金交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 被災者健康・生活支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

都道府県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該被災者健康・生活支援事業に着手するものとする。

(様式6)

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○殿

地方公共団体の長の氏名 印

平成○年度被災者健康・生活支援事業計画の実績評価の報告について

平成○年度被災者健康・生活支援事業計画について被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱第13の規定に基づき、別添のとおり実績評価を報告します。

(様式6別紙)

平成〇〇年度 ●●県(〇〇市(町村))被災者健康・生活支援事業計画 実績
評価票

※本様式は様式1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	事業名	事業番号
交付団体		
事業実施主体 (直接/間接)		
交付金交付額		(千円)
交付金充当額		(千円)
被災者の健康・生活支援に関する目標		
(様式1-3に記載した内容を記載下さい)		
成果指標		
(様式1-3に記載した内容を記載下さい)		
事業実績		
(活動内容を具体的に記載下さい)		
実績評価		
〔被災者の健康・生活支援に関する目標〕及び〔成果指標〕の達成状況に関する分析・評価を記載下さい)		